デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第六号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）第八条第三号の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定認証業務におけるその他の業務の方法） **第二十六条**　令第八条第三号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 ［一～四　略］ 五　利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四条第一号に規定する利用者署名検証符号をいう。以下この号及び第七号ニにおいて同じ。）を認定申請者が電気通信回線を通じて受信する方法によるときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げるものであること。 ［イ　略］ ロ　イに該当しない場合　あらかじめ、利用者識別符号（認定認証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者をいう。）において、一回に限り利用者の識別に用いる符号であって、容易に推測されないように作成されたものをいう。）を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。 ［六～十八　略］	（特定認証業務におけるその他の業務の方法） **第二十六条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ ［イ　同上］ ロ　イに該当しない場合　あらかじめ、利用者識別符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号の二に規定する利用者識別符号をいう。）を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。 ［六～十八　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○デジタル庁法務省令第二号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項並びに第十一条の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（利用者の真偽の確認の方法） **第五条**　法第六条第一項第二号の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　認証業務の利用の申込みをする者（以下「利用申込者」という。）に対し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。）若しくは領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明	（利用者の真偽の確認の方法） **第五条**　［同上］ 一　［同上］